

鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第3条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち法第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者が農産物の加工、販売等に取り組むために必要な施設の整備に要する資金であつて要領で定めるものに係る利子補給率は、前項に規定する利子補給率に知事が別に定める率を加えた率とする。</u> | (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第3条 略 |

第2条 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち法第2条第1項に規定する漁業者等（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）第2条第1項に規定する沿岸漁業従事者等を除く。）が水産物の加工、販売等に取り組むために必要な施設の整備に要する資金であつて知事が定めるものに係る利子補給率は、前項に規定する利子補給率に知事が別に定める率を加えた率とする。</u> | (利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率) 第2条 略 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に、第2条の規定による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、第2条の規定による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。